

名古屋市 結婚新生活支援事業

1世帯あたり
最大 **60** 万円
助成

※夫婦等ともに
■ 29歳以下の場合

結婚新生活を 応援します



住宅取得費



住宅リフォーム費



住宅賃借費



引越費用



新生活の費用を助成します。名古屋でふたりの新生活をスタートさせよう！

対象

令和8年1月1日～令和9年3月31日に
婚姻した夫婦又はファミリーシップ宣誓をした方

※婚姻日等における年齢が夫婦等ともに 39 歳以下であること
※令和7年中の夫婦等の合計所得が 500 万円未満であること
※夫婦等の双方又は一方が市内の申請に係る住宅に居住していること等

申請方法

オンライン申請
申請・詳細はこちら▼



受付期間

令和8年8月8日～令和9年3月31日

※予算上限に達した場合、受付を終了することがあります。

お問い合わせ

名古屋市結婚新生活支援事業問い合わせ窓口

TEL : 052-485-7035 [平日9:00～17:30、土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く]

E-mail: kekkonshinseikatsu@758nagoya.jp

事業主体

名古屋市



名古屋市 結婚新生活支援事業

結婚にかかる経済的な不安を軽減するために、婚姻等を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部を助成するものです。

令和8年度制度案内

受付期間

令和8年8月8日(土)～令和9年3月31日(水)まで

R8/1

R8/12 R9/1

R9/3



令和8年1月から令和8年12月まで

令和9年1月・2月

令和9年3月

令和9年1月31日(日)まで

令和9年3月8日(月)まで

令和9年3月31日(水)まで

※円滑な助成決定・助成金支払のため、申請の目安となる期日までの申請にご協力ください。

対象世帯

以下の要件をすべて満たす世帯

婚姻日等

令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に
新たに婚姻した夫婦又はファミリーシップ宣誓をした方

年齢

婚姻日等における年齢が、夫婦等ともに39歳以下であること

所得

令和7年中の夫婦等の合計所得が500万円未満であること
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除できます。

その他

- ・夫婦等の双方又は一方が市内の申請に係る住宅に居住していること
- ・夫婦等ともに過去に同様の補助金を受給していないこと
- ・夫婦等ともに1年以上市内に居住する意思があること
- ・夫婦ともに“本市が作成する”結婚新生活支援動画の視聴を完了していること 等



対象経費・必要書類

令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用

※いずれも婚姻等を機とした費用に限ります。



住宅の取得費

戸建住宅等の建物の購入費用

必要書類 住宅の売買契約書の写し 等



住宅のリフォーム費

修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

必要書類 リフォームの請負契約書の写し 等



住宅の賃借費

賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
(賃料・共益費は3か月上限)

必要書類 賃貸借契約書の写し 等



引越費用

引越業者・運送業者に支払った引越費用

必要書類 領収書の写し 等

令和8年1月から令和8年3月に婚姻等をした方への継続助成制度について

令和8年1月から3月の間に婚姻等をした方は、令和7年度に引き続き、令和8年度も本事業の対象世帯となります。
令和7年度に本助成金を助成された場合であっても、助成額が年代区分に応じた助成上限額に満たなかった世帯は、令和8年度においても、助成上限額の範囲内で申請いただくことが可能です。

助成額

① 夫婦等ともに29歳以下の世帯

上限 60万円

② ① 以外の世帯

上限 30万円